

参 考 資 料

用語解説

カ 行

○ 高家賃負担率

年収 200 万円未満の世帯のうち借家居住世帯における平均家賃負担率を超える家賃負担率のこと。

○ 高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者の安全で安定した居住の確保を図るため、高齢者向け優良賃貸住宅を供給する民間の土地所有者、地方住宅供給公社等に対し、建設及び改良に要する費用の一部と家賃の減額に要する費用に対して補助することにより、高齢者が低廉な家賃負担で入居できる優良な賃貸住宅。

サ 行

○ 最低居住面積水準

住生活基本計画（全国計画）に定められる、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準

(1) 単身者 25 m²

(2) 2人以上の世帯 10 m²×世帯人数+10 m²

※上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

※世帯人数が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

○ 裁量階層

公営住宅法第23条第1号イに基づき、入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として、高槻市営住宅条例第6条第3項に定める各号のいずれかに該当する世帯

○ ストック

ある一時点における住宅の数を指す。対になる言葉としては「フロー」があり、ある一定期間に供給される住宅数を指す。

○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき都道府県等に登録された、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、子育て世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅。

タ行

○ 特定優良賃貸住宅

質の高い、中堅所得者向けの賃貸住宅。特定優良賃貸住宅を供給する民間の土地所有者、地方住宅供給公社等に対し、建設及び改良に要する費用の一部と家賃の減額に要する費用に対して補助することにより、中堅所得者が家賃負担を軽減できる優良な賃貸住宅。

ナ行

○ 二方向避難

火災発生時、避難経路がふさがれている時に、もう一方を選択できるように、建築物内のどの場所からも二方向に避難できるような避難路を確保すること。

ハ行

○ バリアフリー

障壁（バリア）をなくすという意味で、床の段差を解消したり、手すりを設置するなど、高齢者や障がい者を含めて誰もが支障なく使えるよう配慮すること。

○ 防火区画

大規模な建築物や不特定多数が利用する建築物などにおいて、防火のために、耐火構造の床、壁などにより、一定面積以内ごとに施した区画のこと。

ラ行

○ ライフサイクルコスト（LCC）

建物の企画・設計、竣工から、維持管理、修繕、解体処分するまでの全期間に必要とする費用。